

初任運転者講習事業実施要綱

東ト協運運発第 2 3 号

平成 2 4 年 5 月 2 1 日

一部改正 東ト協運運発第 3 3 号

平成 2 4 年 7 月 3 日

一部改正 東ト協運運発第 5 号

平成 2 5 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 本要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項第 2 号で定める特別な指導（以下「初任運転者特別講習」という。）を、東ト協会員事業者（以下「会員」という。）からの申請に基づき代行することにより、初任運転者の安全運転にかかる知識及び安全意識の向上等所期の目的を達成するとともに、もって会員の交通事故防止に寄与することを目的とする。

(受講対象者)

第 2 条 原則として東京都内の会員事業所に所属する、以下の従業員とする。

- (1) 初任運転者
- (2) その他初任運転者特別講習を受講させたい者

(受講申請)

第 3 条 会員は、従業員に対し初任運転者講習を受講させるときは、別に定める期間内に東ト協に対して「初任運転者特別講習受講申込書(様式 1)」を提出するものとする。

(講習内容)

第 4 条 講習内容は以下の通りとする。

- (1) トラックの安全な運転に関する基本的事項
- (2) トラックの構造上の特性と日常点検の方法
- (3) 交通事故を防止するために留意すべき事項
- (4) 危険の予測及び回避
- (5) 講習時間は 6 時間とし、時間割は別表に定めるものとする。

(講習資料)

第 5 条 講習資料は、国土交通大臣が告示で定めた内容に準拠したものを作成し、使用するものとする。

なお、当該告示内容に改正があったときは、講習資料も改訂するものとする。

(講 師)

第 6 条 講師は交通安全・事故防止に関する事項に専門的知識・技能を有する東ト協役職員等とする。

(講習修了証明書の交付及び保管等)

第 7 条 初任運転者特別講習修了者には、「初任運転者特別講習修了証明書」を交付するものとする。

2 会員は、当該運転者の運転者台帳に初任運転者特別講習を受講した年月日を記載したうえで、初任運転者特別講習修了証明書（写）を添付しておくものとする。

3 東ト協は、別に定める初任運転者特別講習修了証明書管理台帳により、受講状況等を管理するものとする。

(そ の 他)

第 8 条 本要綱に定めるもののほか、初任運転者特別講習に関するその他の事項については、東ト協が別に定めるものとする。

(附 則)

1 . 本要綱は、平成 24 年 5 月 21 日より施行する。

(平成 24 年 5 月 21 日東ト協運運発第 23 号)

2 . 平成 24 年 7 月 3 日 一部改正

3 . 平成 25 年 4 月 1 日 一部改正